

## 春日井市在宅医療・介護連携推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第4号に規定する事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、春日井市とする。

2 市長は、事業の全部又は一部を、法第115条の47第1項の規定に基づき、市長が適当と認める者に委託することができる。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市内の医療及び介護の資源の把握
- (2) 在宅医療・介護連携に関する課題の抽出及び対応策の検討
- (3) 切れ目のない在宅医療及び在宅介護の提供体制の構築推進
- (4) 医療及び介護関係者の情報共有の支援
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (6) 医療及び介護関係者の研修
- (7) 在宅医療・介護連携に関する地域住民への普及啓発
- (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が在宅医療・介護連携の推進に必要と認める事業

(在宅医療・介護サポートセンター)

第4条 市長は、前条に掲げる事業を実施するため、在宅医療・介護サポートセンターを設置するものとする。

(確認及び指示)

第5条 市長は、第2条第2項の規定により事業を委託したときは、事業の実施

状況を確認し、必要な指示を行うものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。